

農業用軽油免稅証

R8 交付申請受付

1/14 (水) 午前 南那須 地区 午後 烏山 地区

1/15 (木) 午前 南那須 地区 午後 烏山 地区

1/16 (金) 午前 南那須 地区 午後 烏山 地区



■受付時間

9:00~11:30 13:00~16:00

■場 所

那須烏山市役所 南那須庁舎2階 大会議室

※階段が困難な方は、農政課 農地調整グループへご相談ください。

■対象者・申請に必要なもの 裏面のとおり

■対象者

- ◇農業を営み、農業用機械に軽油を使用する人
- ◇機械を使う作業のすべての委託を受けて農作業を行い、農業用機械に軽油を使用する人

※次の人には交付できませんので、ご注意ください。

- ・免税軽油使用者が税の滞納処分（差押等）を受け、その滞納処分の日から2年を経過していない人
- ・「免税軽油の引取り等に係る報告書」の提出がない人

■申請に必要なもの

区分	申請書類等
新規	<ul style="list-style-type: none">・耕作証明書（農業委員会で交付するもの）・手数料420円・使用する機械のメーカー名、型式、馬力等のわかるカタログ等（トラクターおよびコンバインは不要）
継続	<ul style="list-style-type: none">・免税軽油使用者証・免税軽油の引取り等に係る報告書および添付書類（納品書等）・変更がある機械のメーカー名、型式、馬力等のわかるカタログ等（トラクターおよびコンバインは不要）
更新	免税軽油使用者証の有効期間の始期が2023年中の場合 <ul style="list-style-type: none">・手数料420円・その他必要書類は、上記「継続」申請と同じ

機械を使う作業のすべての委託を受けて農作業を行う場合は、上記のほかに次のものが必要になります。

- ・耕作（農作業受委託）証明書（農業委員会で交付するもの）
- ・農作業受委託に関する契約書の写し

※**追加を希望する場合は、耕作証明書等を事前に準備してください。**

※手数料420円は、つり銭のないように準備してください。

※酪農畜産経営者は作業計画表（作業ごとの作付面積、軽油の使用状況等）を添付してください。

※体調が優れない場合は、当日の申請をお控えください（2月16日（月）以降、矢板県税事務所で申請できます）。

【問合せ】矢板県税事務所 課税課 ☎0287-43-2173
農政課 農地調整グループ ☎0287-88-7117

